きれいな海は
みんなの願い

拓水

11月号　No. 290　一部 10円

発行所　兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県水産業改良普及協会
神戸市兵庫区中の島2の2の1
TEL 681－6954～7
発行人　兵庫県漁業協同組合連合会

みんなが守る労安則　みんなで育てる安全意識
＋第24回船員労働安全衛生月間終る!!

去る九月一日より一ケ月に亘り運輸省、労働者社会保険庁、水産庁主唱による第二十四回船員労働安全衛生月間が全国一斉に実施された。神戸海運局管内における関係行政機関・地方自治体・海運会社、関係団体等もこれに協力活発な運動を展開この程無事月間の終了を見た。当会においても海運局と協調安全指導を実施し安全衛生に関する理解を深めると共にその指導結果を船舶所有者に周知、施設の改善を促しよりよい操業が可能の如く協力を求めた。

月間の活動概要と訪船指導における結果は次のとおりである。

1、広報活動＝ポスター、ビラ、医療品等の配付掲示・テレビ、新聞等報道機関による広報活動
2、保護具、検知器具膨張式救命いかだ等の展示、実演会の開催
3、船員災害防止大会の開催
4、講演会等の開催
5、訪船指導活動＝中小型船、漁船等を中心に訪船し、月間の趣旨の徹底を図ることを目的とし、特に本質安全化の観点に立って船内環境の安全衛生化、作業の安全化を図るよう乗組員と共にチェックリストにより船内の点検を行った。神戸地区・西宮、尼崎地区・淡路地区・但馬地区毎に船員災害防止指導員、神戸海運局職員、船主団体推せんの職員、各漁協職員等で安全衛生指導班を編成し巡回指導を行った。
6、船員無料健康相談所の開設
7、操練及び騒音測定の実施
8、安全衛生デー制度の普及指導。

月間終了後去る十月二十日関係者が集合報告会と反省会を行い、来年度の活動の参考に資することとした。漁船関係における訪船で特に改善等を要する事項は次のとおりであった。訪船隻数二十九隻中①床面の凹凸個所突起物において又は警戒塗色がしてしない（三八％・一一隻）②頭などのぶつかるおそれのある個所に被覆又は警戒塗色がしていない。（三四％・一〇隻）③使用済ウエスを不燃性のふたつき容器に入れていない（五〇％・一四隻）④脱出経路の表示がない（四一％・一二隻）⑤管系に定められた表示がない（三四％・一〇隻）⑥漁労作業中に作業用救命衣の着用又は命綱の使用を励行していない（七二％・二一隻）⑦ふたつきの廃棄物容器がない（六九％二〇隻）⑧安全衛生デー制度を知らない（四八％・一四隻）⑨安全衛生デーに点検を実施していない（八六％・二五隻）

自民党県議団と漁業関係代表が懇談
〝沿岸漁業の振興をテーマーに〟

九月一日付自民党県議団政務調査会長（大豊暢氏）同農林水産部会長（筒井逸氏）より同党の政調会活動の一環として「沿岸漁業の振興」についてをテーマに漁業関係者と懇談を行い、当面の諸問題の実状を聴取、党の施策の参考に資したい旨の懇談会出席の依頼があった。懇談会は九月十七日午後一時三〇分より県庁第二庁舎三階自民党大会議室で行われ、党政務調査会農林水産部会県会議員四〇名のうち大豊政調会長、中貝・小山・後藤各同副会長、筒井農林水産部会長はじめ二十数名が出席され、漁業関係より山田県漁連会長・西上県信漁連会長・酒部県漁連副会長・炭谷県信漁連副会長・塩谷県漁連専務・天野県信漁連専務吉岡公害基金専務の七名が夫々出席し、筒井農林水産部会長の司会により懇談が行われた。先ず山田会長より本県漁業の現状と振興について説明を行い、あらかじめ提出した要望事項につき順次各代表より要点の説明を行った。その大要は次のとおりであった。

1、漁業経営危機打開対策の強力な推進
(1)漁業用燃油対策
(2)自主的減船対策の推進
(3)漁業経営危機打開のための金融施策の実施
(4)水産物輸入の規制強化（以上西上会長説明）
2、漁業生産対策の強力な推進
(1)沿岸漁場整備開発事業
(2)栽培漁業の振興発展対策
(3)沿岸漁業構造改善事業
(4)漁港整備事業の促進（以上酒部副会長説明）
3、漁場環境の保全ならびに公害対策の強力な推進
(1)漁場環境の改善、復旧対策の推進
(2)漁場環境の悪化防止の強力な推進
(3)海浜、河川流域における廃棄物の投棄防止とその意識の普及徹底対策の推進（以上炭谷副会長説明）

なお懇談会は二時三〇分終了したが、十一月十八日に漁業関係者が自民党県議団を招いて更に具体的事項についての懇談会開催が予定されている。

全国海難防止強調運動
11月17日～11月26日（海上保安庁）

★スローガン
「海難は心で見張れ目で見張れ」

★重点実施項目
① 海上交通関係法令等の周知徹底
② 冬季荒天対策の強化
③ 自動操舵装置の適正使用の指導
④ カーフェリー等の旅客船の安全運航の指導

系統団体の動き　十月

一日　のり養殖担当者連絡会
二日　全漁連のり部会、中、四国ブロック会議（基金協会）
三日　日本栽培漁業協会理事会
四日　専務参事会、摂播地区漁村青年協議会
六日　衆参議員懇談会、消費者問題県民会議
八日～九日　漁協連幹部研修会
栽培漁業推進委員会、漁保ブロック会議（内海漁保）
（但馬漁保）近畿中、四国制交改正委員会（漁業共済）
一三日　漁協再建整備委員会
一四日　全国漁港大会沖縄県、のり養殖担当者連絡会
一六日　山陰北陸漁保ブロック会議（但馬漁保）、研修会（基金協会一六～一七）
一七日　全水金ブロック会議（漁共済）（一七～一八日）京都
一八日　理事会臨時総代会（内海漁保）
二〇日　兵庫県民農林漁業災害委員会
二一日　中国地区漁連会長会、信連常例検査（二一～二三）
二三日　全漁連理事会
二四日～二八日）、瀬戸内海々区漁調委、理事会（但馬漁保）
三一日　のり養殖安定対策協議会

冬期海難の即応体制等について
（第八管区海上保安本部）

第八管区海上保安本部では海難の多発が予想される十一月一日から翌年二月末日まで穏岐島周辺海域に常時1隻の巡視船をパトロールさせ、出漁船の海難救助と海難防止指導に当られることとなり、海難の防止と万一の場合の救助が効果的に行われるよう次の事項の励行について協力を求められておりますので出漁各船は特に注意の上乗組員全員に対してその徹底方取り計られるようお願いします。

1、海難防止について
(1)海難発生時の速報
救助を要する事故が発生したときは、ちゅうちょすることなく、海上保安部署又は巡視船艇に速報すること。海難発生のおそれがあるときも同様に速報すること。
(2)救命、消防器具の点検整備と使用法の慣熟
遭難信号自動発信器、膨張式救命いかだ、消火器等を点検整備し、各器具の使用方法を十分覚えておくこと。
(3)集団操業と定期連絡時の位置通報
グループごとの集団で操業を行い、定期連絡時には必らず位置を通報すること。万一の場合は、相互協力に心がけること。
(4)見張りの励行
自動操舵航行中の衝突事故や、昼間漂泊中の衝突事故が多発しているので、常に見張りをおろそかにしないこと。
(5)早期避難の励行
常に気象情報を把握し荒天が予想される場合は早目に避難すること。
(6)適正な乾げんの保持
積荷は乾げんマークを超えないように（乾げんマークのない船は自船の安全性に留意して）常に十分な乾げんの保持に努めること。
(7)海上安全作業衣の着装
上甲板で作業する場合は、必らず海上安全作業衣又は救命胴衣を着装すること。なお救命胴衣等はいつでも使用できる場所に保管しておくこと。

2、緊急入域手続関係
保安庁を経由して緊急入域したのち出域する場合の通報が確実に実施されないため、入域相手国から照会があり、事務処理上支障をきたすことがあるので、確実に通報を行うこと。

3、通信連絡関係
(1)しよう戒担当巡視船は二〇九KHZ
二一八KHZ
二七五二四KHZ
を常時聴取しているので、必要な場合は何時でも連絡すること。
(2)しよう戒担当巡視船は、毎日午後六時十八分から漁業用船間波二三九四、五KHZで、関係の航行警報その他海難防止の参考事項を「海難防止情報」として、放送するので聴守すること。なお放送時間中は上記周波数による通信障害の防止に協力願います。

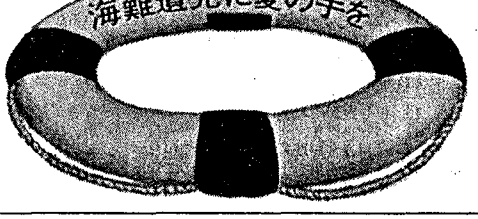

あなたの年金

農林年金の福祉事業

安くて、サービスが良い農林年金施設

◎農林年金の宿泊事業の仕組み

農林年金では、組合員や年金者のための福祉事業の一環として、宿泊・保養や会議・研修などの場を提供する宿泊事業も行なっています。宿泊施設は、全国に十カ所設置されています。

農林年金の宿泊事業の仕組みは、他の共済組合のそれとは、財政的な面で大きな相違がありません。

農林年金では、他の共済組合と異なり、短期給付事業（健康保険に当たる事業）を行なっていませんし、また福祉掛金もとっていません。そのため、施設を設置する場合にも、年金積立金から資金を借り入れるという方法を採っています。借入金であるから、相応の利息を附して償還する必要があります。したがって、農林年金の施設は、運営費用、借入金の償還、支払利息などを全て自前いで行なう、独立採算制度となっています。

これに対して、他の共済組合では、短期給付の費用で、施設を取得し、借入金償還や支払利息の負担が必要のない施設があったり、また年金積立金からの借入金で施設を設置しても、借入金の償還や支払利息は短期給付の費用や福祉掛金などから資金を繰入れて、実質的には施設負担を軽減したりする措置を採っています。

いえば、農林年金の施設は、他の共済組合の施設から見ると、財政面で大きなハンディキャップを背負っているといえます。しかしながら、最近では、農林年金の仕組みと、経営姿勢が高い評価を受けて、他の共済組合でも施設によって、農林年金方式を採っているところも出始めてきています。

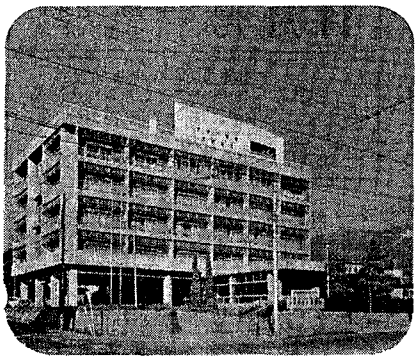
京都農林年金会館

◎農林年金施設の特色

農林年金の施設は、性格上、超一流のホテル・旅館並みのデラックスというわけにはいきませんが、一般のホテル・旅館と比較して、決して遜色のあるものではありません。

また、サービスについては、あるいは「公的施設だから規則づくめで肩苦しいのではないか」と敬遠される向きもありますが、農林年金の施設に限っては決してそのようなことはありません。宿泊・保養、会議・研修、宴集会など、それぞれの利用目的に応じたサービスを心掛けています。この点他の共済組合の組合員からうらやましがられている程です。

さらに肝心なのは利用料金です。福祉事業である以上、市価並みの利用料では意味がありません。割安になっています。とはいっても、他の共済組合の施設と比較すると、正直なところ、財政面でハンディを背負っているだけに、若干高くなっています。しかし、決してそれで良しとしているわけではなく、経営努力によってそのハンディを埋め合わせようとしています。その努力の一端が活発な営業活動、料理などの開発、サービスの改善などに表われています。

農林年金の施設は、組合員・年金者ひとりひとりの財産です。わが家のつもりで、大いにそして気楽に団体旅行に家族旅行に利用してください。きっと来てよかったとお感じになるはずです。利用の申し込みは、直接施設に連絡するのが、一番間違いがありません。

（農林年金N）

だれにでもできる経費の節約

――個人でやるよりチームで――

「節約は一人ひとりの自覚と責任」などのスローガンを張り出して、経費節約活動を熱心に展開する企業がふえてきた。従来経費節約といえば、不況時の一時しのぎの方策に過ぎなかったが、今はどこでも〝第三の収入源〟として定着し、真剣に、かつ積極的に行なわれているのが特徴。実施していない職場では、今からでも遅くない。次の要領で着実なスタートを切りたい。

①しっかりとしたチームを作る。

経費節約の主役は、職員一人ひとりだが、個人個人が思いつきで単発的にやっても効果はしれている。個人よりチームで一丸となって取り組むほうが、効果が大いにあがる。具体的にはQCやZDなどの小集団活動と同じ方法で、チームづくりにまず着手する。

（注）QC＝品質管理、製品の品質を統計分析によりより科学的に管理する経営手法 クオリティーコントロール、ZD＝管理用語で無欠点運動、ひとりの失敗が全体に影響するので、各個人が自分の仕事を確実に遂行しようとすること。

②みんなで目標をたてる。

会社から目標額を示されたら、もう一度それをバラしてみて、一つひとつ「どんな方法で」「だれが」「どのように」「何のため」にやるのか考えてみる。それが認識できたら実施にうつす。そして大切なのは「目標額を達成したらどうするか」も決めておきたい。目標額が上から示されない場合も、こうしたディスカッションをしながら目標を決めていく。

③印象のよいネーミングを考える。

経費節約、節減運動といえば、どうしてもうしろ向きのイメージが強い〝ノンノン運動〟「リッカーミシン」、「10U P運動」（日立工機）、「CS（コストセービングの略）」（オーバル機器）といったふうに明るい印象の運動名をみんなで考えるとよい。名称を募集するのも一つの方法である。

④効率的にメスを入れていく。

「何を」「どのように節約するのか」を考える場合、次のような着眼点をもとにみんなで考える効率的だ。つまり「何を」の節約対象を▼物品、▼要員、▼時間、▼作業の四つにおく。次にそれらを〈廃止、削減〉できないか〈集約、統合〉できないか〈分散、分化〉できないか〈簡素化・省略化〉できないか〈代替化〉できないかの五つの観点から、それぞれにメスを入れていく方法である。

⑤効果がある50のポイント

具体的にはどこに目をつけたらよいか、次の50のチェックポイントに照らしてみると手つ取り早い。

チェック事項

会議	1	開催の要否をチェックするシステムがあるか。
	2	所要時間は平均2時間以内になっているか。
	3	定刻に集まり、予定どおり終了しているか。
	4	権限を持った人だけが出席しているか。
	5	必要度の強い資料だけが配られているか。
複写	6	コピーの必要部数をチェックするシステムがあるか。
	7	効率的な複写方法を選ぶ「基準」が決められているか。
	8	再複写をした用紙を使っているか。
	9	コピーに代わる周知方法（掲示・回覧など）が明示されている。
	10	機器の整備がたえず行なわれ、ミスコピーが出ないか。
事務用品	11	交換制または配給制を採用しているか。
	12	余ったものは回収し、再配給しているか。
	13	電動式エンピツ削り器を置いていないか。
	14	ボールペン・サインペンは芯だけ取替えているか。
	15	購入・管理帳簿が的確に記入されているか。
文書	16	各文書に統一した様式化がされているか。
	17	廃棄・保存の年限が明確で励行されているか。
	18	個人で多くのファイルやキャビネットを持っていないか。
	19	文書は両面を使用しているか。
	20	封書は何度も使用するようにしているか。
光熱・水道	21	窓側や廊下のケイ光灯を間引いているか。
	22	エレベーターの台数や停止階を時間的に制限しているか。
	23	個別スイッチをつけているか。
	24	水道の蛇口を点検しているか。
	25	車両管理を厳格にしているか。
出張	26	旅費・旅程を標準化しているか。
	27	複数人員の出張を極力避けているか。
	28	回数券を買っているか。
	29	周遊券・ミニ周遊券を利用しているか。
	30	宿泊先を年間契約にしているか。
郵便	31	発送する際、〝一括合封〟しているか。
	32	定形サイズの封筒に統一しているか。
	33	割引制度を利用しているか。
	34	速達扱いにチェック制度があるか。
	35	出張社員に持っていかせているか。
電話	36	電話機ごとの利用実態調査を適正に管理しているか。
	37	機械的に市外通話をかけにくくしているか。
	38	長話やムダ電話をかけないよう社内PRしているか。
	39	私用電話を禁止しているか。
	40	他の通信手段も利用するよう明示しているか。
交際	41	接待基準を制度化しているか。
	42	売込み物への応対状況を細かく記録しているか。
	43	購入物選定委員会のような組織があるか。
	44	応対専任者（管理者）をおいているか。
	45	交際費の節税対策を考えているか。
人事	46	忙しい課やヒマな課など要員配置にバラつきがないか。
	47	パートタイマーを繁忙時に活用しているか。
	48	〝付き合い残業〟というものがないか。
	49	時間外手当を予算化し、適正に管理しているか。
	50	健康管理に力を入れているか。

漁船員安全シリーズ ⑰

荷役作業場所の環境、設備、機械

①転落（墜落）防止

◦対象＝荷役開口部（ハッチ口）、荷役げんプルワーク、倉内タラップ、はしごなど

◦チェック＝(1)ハッチ口には安全索を設けてあるか。(2)荷役げん側には安全網が張ってあるか。(3)はしごの上部は固定されているか。(4)昇降場所の照明は十分か。(5)安全標識（立入禁止標識、注意標識）は掲示してあるか。(6)警戒塗色がしてあるか。（トラマーク）

②安全通行

◦対象＝荷役作業甲板、タラップなど。

◦チェック＝(1)安全通路を設けてあるか。(2)安全標識（立入禁止、注意、方向指示）は掲示してあるか。(3)夜間の通路照明は十分か。

③スリップ防止

◦対象＝荷役開口部周辺、タラップ上・下の床面ストとテップ、安全通路など。

◦チェック＝(1)変形（曲り）や損傷はないか。(2)安全荷重と角度の表示はしてあるか。

⑦ガイ

◦対象＝プリベンタ、センタ、ペンデントなど。

◦チェック＝(1)取り付け位置はよいか。(2)張り方はよいか。

⑧グース・ネック

◦チェック＝(1)ピンのねじれ、損耗はないか。(2)油は十分きいているか。

⑨機械の作動状態

◦対象＝操作装置、ブレーキ、クラッチ、始動停止装置。

◦チェック＝(1)作業前の試運転を励行しているか。(2)作動の正常を確めているか。

⑩機械の注油状態

◦対象＝歯車、クラッチ、シャフト軸受部など。

◦チェック＝注油は十分か。（グリスを含む）

⑪機械との接触防護

◦対象＝歯車、シャフト、カップリング、ベルト、プーリー、ローラー、ドラムなど。

◦チェック＝(1)安全おおい（カバー）がしてあるか。(2)警戒塗色がしてあるか。（トラマーク）

⑫荷役装具

◦対象＝滑車、フック、シャックル、スイブル、スリング、ストッパなど。

◦チェック＝(1)著しい変形（曲り、ねじれ、のび）損耗はないか。シェル、シーブに損傷、変形はないか。(3)他の装置、装具との取り付けはよいか。(4)注油は十分してあるか。(5)シャックルピン、ナットの脱落防止には、割りピンやシーシング・ワイヤで止めてあるか。

⑬倉内荷崩れの防止

◦チェック＝(1)荷崩れ防止の支柱、さし板、仕切板などは整備してあるか (2)荷役口の通路は確保してあるか。

⑭倉内扉の作動状態

◦チェック＝(1)内部よりの開扉装置の作動はよいか。(2)密閉区画（冷蔵倉、冷凍室など）の脱出装置の作動はよいか。(3)開扉時のドアロックの状態はよいか。(4)扉周辺に警戒塗色がしてあるか。（トラマーク）

⑮密閉区画の信号装置

◦対象＝非常ベル、ランプ、呼びリンなど。

◦チェック＝(1)作動はよいか。(2)信号用押ボタンは、はっきり識別されているか。

掃はよいか。(2)すべり易い個所には、すべり止めの措置（むしろやマットを敷くなど）がしてあるか。

④つまづき防止

◦対象＝取りはずし設備（ハッチ蓋、防熱蓋、ビーム、ハッチ・ボード、さし板、ハンド・レールスタンション）、荷役用具（荷役スリング、もっこ）など。

◦チェック＝(1)取りはずしたものは、きちんと整とんしてあるか。(2)積み重ねたものは、ラッシングしてあるか。(3)安全標識（注意）は掲示してあるか。

⑤照明設備

◦対象＝荷役灯、移動灯

通路灯など

◦チェック＝(1)安全作業に十分な明るさか。(2)作業中、まぶしさを感じさせない位置と構造か。(3)器具、配線の損傷、汚れと障害物はないか。

⑥デリック・ブーム

◦チェック＝(1)変形（曲り）や損傷はないか。(2)安全荷重と角度の表示はしてあるか。

⑦ガイ

◦対象＝プリベンタ、センタ、ペンデントなど。

◦チェック＝(1)取り付け位置はよいか。(2)張り方はよいか。

⑧グース・ネック

◦チェック＝(1)ピンのねじれ、損耗はないか。(2)油は十分きいているか。

⑨機械の作動状態

◦対象＝操作装置、ブレーキ、クラッチ、始動停止装置。

◦チェック＝(1)作業前の試運転を励行しているか。(2)作動の正常を確めているか。

⑩機械の注油状態

◦対象＝歯車、クラッチ、シャフト軸受部など。

◦チェック＝注油は十分か。（グリスを含む）

⑪機械との接触防護

◦対象＝歯車、シャフト、カップリング、ベルト、プーリー、ローラー、ドラムなど。

◦チェック＝(1)安全おおい（カバー）がしてあるか。(2)警戒塗色がしてあるか。（トラマーク）

⑫荷役装具

◦対象＝滑車、フック、シャックル、スイブル、スリング、ストッパなど。

◦チェック＝(1)著しい変形（曲り、ねじれ、のび）損耗はないか。シェル、シーブに損傷、変形はないか。(3)他の装置、装具との取り付けはよいか。(4)注油は十分してあるか。(5)シャックルピン、ナットの脱落防止には、割りピンやシーシング・ワイヤで止めてあるか。

⑬倉内荷崩れの防止

◦チェック＝(1)荷崩れ防止の支柱、さし板、仕切板などは整備してあるか (2)荷役口の通路は確保してあるか。

⑭倉内扉の作動状態

◦チェック＝(1)内部よりの開扉装置の作動はよいか。(2)密閉区画（冷蔵倉、冷凍室など）の脱出装置の作動はよいか。(3)開扉時のドアロックの状態はよいか。(4)扉周辺に警戒塗色がしてあるか。（トラマーク）

⑮密閉区画の信号装置

◦対象＝非常ベル、ランプ、呼びリンなど。

◦チェック＝(1)作動はよいか。(2)信号用押ボタンは、はっきり識別されているか。

全国海難防止強調運動に寄せて

小型漁船の荒天時の海難を防ぐために

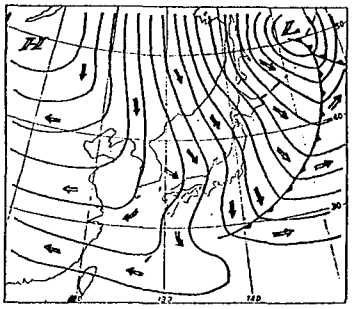

わが国の周辺海域において、昭和五十三年の一年間に一一九一隻の漁船が救助を必要とする海難に遭遇し、二八一名の人命が失われた。なかでも二〇総トン未満のいわゆる小型漁船の海難は、隻数において八六五隻、犠牲者の数において一八九名と、いずれも漁船の全海難の約七〇％を占めるに至っている。小型漁船に対し、きめ細かな海難防止の指導が必要とされるところである。

ここでは小型漁船に多い荒天時の海難を防止するための留意点について簡単に述べることとする。

一つの海難事例をあげよう。

昭和四十八年八月二五日、能登半島沖において、まき網漁業に従事していた漁船A丸（一五総トン）は、荒天のため操業を中止して、帰港中、二三・三〇頃、大波を受けて転覆し、乗組員の十二名のうち十一名が死亡・行方不明となった。この海難の原因を調査してみると、A丸船長が

◎気象情報を出漁前に入手することを怠り、操業海域付近の気象・海象の状況を把握しないで出港した。

（当時能登半島沖には、北東及び南西に伸びる寒冷前線が停滞しており、さらに本州の南方には、接近中の台風があって、日本海中部海域には海上警報が発令されていた。）

◎荒天になったにもかかわらず、船の重心を下げる等の荒天準備を怠った。（現場付近では、毎秒一五メートル前後の北々西の風が吹いており、三～四メートルの波があった。）

◎基地への最短コースをとるため、あえて横波を受けて航行していた。などが明らかとなった。

ちなみに海上保安庁が小型漁船の荒天時の海難の原因について調査した結果を見ると、前述の海難事例と同じように、

◎気象判断が甘く、避航の時期を失した。

◎荒天準備が十分でなかった。

◎適切な荒天航法をとっていなかった。が最も多い。

以上から、これら三点が小型漁船の荒天時の海難を防ぐための大きなポイントといえそうなので、これらを柱として具体的な留意点を述べていくこととする。

一、**情報の的確な把握**

1、出漁に際しては、最新の気象情報の内容を必ず確認し、出漁中はラジオ、漁業無線等により放送される気象通報の定時放送を必ず聞き、自船の堪航能力を超える荒天に遭遇しないようにする。（一般に、最寄りの避泊地まで、その漁船の最高速力で三時間を超える海域に出漁する小型漁船が、出漁及び操業を中止すべき荒天度は、風速毎秒一五メートルといわれている。）

2、放送されている気象通報により自船付近の気象変化を判断するにあたっては、次の点に留意すること。

イ、気象通報は観測時点よりも数時間経過したものであること。

ロ、気象通報を聞いたときは、気象・海象が悪化する時間を考慮し、十分な時間的余裕を見込んで避航すること。

ハ、気象通報にかかわらず、局地的な強風が吹くことがあるので、操業する海域の局地的な気象の特徴を十分知っておくこと。

二、**荒天準備**

1、荒天準備に必要な用具は、よく整備して、いつでも使用できるようにしておくこと。

2、荒天に遭遇することが予知されるときは、十分な余裕をもって次の準備をすること。

イ、乗組員は救命胴衣を着用する。

ロ、船の重心を下げるため漁具や積荷を下の方へ移す。

ハ、船の動揺・傾斜で移動するおそれのあるものは縛りつける。

ニ、船内浸水を防ぐため、倉口、出入口等の開口部は閉鎖する。

ホ、無線設備を有する漁船は自己の現在位置と状況を、組合等へ連絡しておく。

ヘ、避難港に避難できない場合は、シーアンカーをいつでも投入できるよう準備する。またシーアンカーのロープ切断に備え、シーアンカーの代用品を用意しておくこと。

三、**荒天航法**

荒天に際し、避泊地へ避航できない場合は、次の点に留意して荒天をしのぐようにすること。決して無理な操船をしてはならない。

1、追い波での航走は、船尾から水をすくう危険や、船をとられて横倒しとなる危険があるので、出来る限り避けること。

2、やむを得ず追い波を受けて航走する場合は、船の速力を船尾から寄せてくる高波に順応して船体がゆるやかに上下運動とピッチングをし、波浪が船内に打込まない程度の速力とすること。

3、横波を受けての航走は、ローリングと波浪とが同調すると、大傾斜を起すので避けること。

4、漂泊して荒天をしのぐ場合は、船首を風に立てること。このためには船首からシーアンカーを流すのが有効である。機関は、必要に応じて、いつでも使用できるように準備しておくこと。

5、荒天下での機関のストップは、非常に危険である。良好な運転状態を維持できるよう機関の整備を心掛けること。

小型漁船の荒天時の海難を防ぐための留意点について述べてきたが、最も基本的なことは、ひと口でいえば自船の堪航能力を超えた荒天に遭遇しないことである。そのためには、気象情報の早期入手に努め、荒天情報を得た場合には、出漁前にあっては出漁を中止し、出漁中にあっては避泊地への早期避航、低気圧・前線等の荒天発生源からの早期避航を行うとともに、早期に荒天準備を行わなければならない。その際に留意しなければならない事項は前述のとおりである。この他に、荒天時の出漁及び操業の中止については、地域の漁業者間で、出漁及び操業を中止するべき荒天度、荒天度を判断する手段・必要情報を協定、加入の漁船に伝達する手段等を内容とする協定を締結しておくのも、荒天時の海難に対する有効な防止対策となる。

表の見方（例）

船の幅が2.5mで、船の深さが1.1mの場合：—

左の表から

幅が2.4m深さ1.1mのとき

→周期4.6秒

幅が2.6m深さ1.1mのとき

→周期4.4秒

従って、幅が2.5mのときは、両方の周期のうち短い方の周期4.4秒となります。

横揺れ周期（秒）

幅（m）／深さ（m）	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8	4.0	4.2	4.4
0.6	3.2	3.2	3.4												
0.7	3.8	3.5	3.3	3.5											
0.8	4.3	4.0	3.7	3.6	3.6	3.7									
0.9	4.3	4.6	4.3	3.9	3.7	3.7	3.8								
1.0		4.6	4.9	4.5	4.2	4.0	3.8	3.9	4.0						
1.1			4.8	5.1	4.6	4.4	4.2	4.0	4.0	4.1	4.3				
1.2				5.0	5.2	4.8	4.5	4.3	4.2	4.1	4.2	4.3			
1.3					5.1	5.3	5.0	4.7	4.5	4.4	4.2	4.3	4.4		
1.4						5.3	5.5	5.1	4.9	4.7	4.5	4.4	4.4	4.5	4.6
1.5							5.4	5.6	5.3	5.1	4.9	4.7	4.6	4.5	4.6
1.6								5.5	5.7	5.4	5.2	4.9	4.9	4.8	4.7
1.7									5.7	5.9	5.6	5.4	5.2	5.1	5.0
1.8										5.8	6.0	5.8	5.5	5.4	5.2

（第8図）

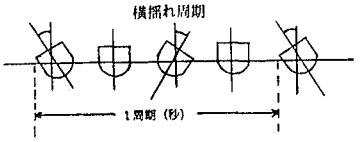

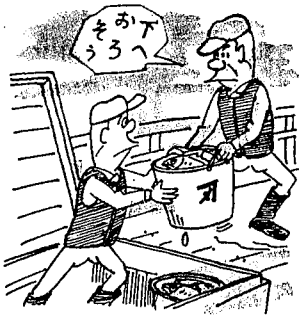

シーアンカーの代用品例

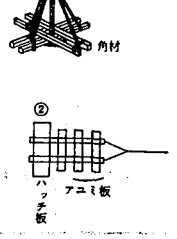

一滴の燃料を生かす確かな技術
余裕の出力、曳き力抜群！
船用主機ヤンマーディーゼル
〈内海底曳用〉
3EH15
（定格15馬力／1440回転）
●船舶主機用3.0～2400馬力●
●船舶補機用3.5～3600馬力●
ヤンマーディーゼル
●詳しいカタログをお送りします（本社営伝課）まで。
ヤンマーディーゼル株式会社
（本社）大阪市北区茶屋町1番32号（〒530）TEL.(06)372－1111(代)－
（支社）東京（営伝）札幌・名古屋・大阪・高松・広島・福岡（営業所）仙台

いすゞ マリンエンジン
UM06BBIB
高速への挑戦！
特長
1.小型、軽量、高出力
2.卓越した耐久性、信頼性
神戸いすゞ自動車株式会社
〒658 神戸市東灘区住吉浜町17
TEL(078)811－1171(代)

明るく豊かな漁村づくりのために

漁協婦人部幹部研修会開かれる

婦人部幹部としての使命を自覚し、住みよい社会を築くため教養を高め、相互交流をはかり豊かな漁村の建設のため十月八日・九日の両日加東郡社町県立婦野台生涯教育センターにおいて各地区より幹部五十五名、県水試、普及所関係職員、系統団体関係職員十名計六十六名が参集し、所期の目的達成のため研修を行った。当日十三時の開会に始り、各グループに分れて創作活動に入った。染色教室・陶芸教室・手芸教室の三部門で夫々得意の腕前を発揮、教育映画の鑑賞、夕食、入浴、自由時間と定められたスケジュールを和気藹々過し一日目の研修を終り全員合宿した。

二日目九時より長谷川生涯教育センター所長の「生涯教育と婦人」と題する講話を感銘深く拝聴、研修活動のまとめを行い、昼食後解散した。

熱心に創作活動を行う方々（手芸）

二級小型船舶操縦士指定講習会修了試験合格者

（神戸市漁協）

去る十月十四日より二十七まで開催された講習会における最終日に実施された修了試験に受講者二十四名が受験した結果全員合格と決定された。合格者氏名は次のとおり。（敬称略）

向明義、中山要、東根実、尻池巌、岡田秀幸、岡田繁一、山本正男、武田博生、村上栄沢、中田芳博、松下幸良、安井英雄、福田明弘、福田進、湯本康弘、中村義明、信川明、信高正明、西村清、青木宗利、河本勝博（以上神戸市）、湯本隆夫、壷井五郎、湯本章年（以上兵庫）

漁協一代

作花英治

（三）自家用発電所問題　①

昭和十年春早々製氷所は稼動開始したが、既に述べた如く動力はディーゼルエンジンであるため重油を必要とした。大西主事は何処からか二キロリットルの角タンクを買って来て機械室横の空気に無難作に据え付けた。エンジン三五馬力一昼夜フル回転で二〇〇リットルの消費量だから、五日分の保蔵量のタンクであった。ところがこれが駐在所巡査の眼に触れて、石油貯蔵所の知事許可が必要だとの指摘を受けた。当時製氷所を含む共同販売所からは一番近い人家が三百メートル先で、構内はダダッ広く、仮に火災があっても工場自体が損傷するだけと思ったが、県には今の危険物取締規則の原型が存在していた。

ところが程なく県北一帯に電力を供給していた京都電灯株式会社豊岡営業所から「製氷所が無許可で自家用発電を行っていることについて事情聴取したいから出社されたい」との通知が舞い込んだ。組合長は主事を飛び越して私に豊岡行きを命じた。早速会社に出向いたとき、担当の課長は来客と用談中であったが、大分待たされて、ようやく社員が私の来ていることを告げたところその課長は「ああ、あの電気を盗んでいた件だな」と言って応待をはじめた。私は先程の電気を盗んだという言葉がひっかかって「先程あなたがつぶやかれた電気を盗んでいたというのは不穏当では無いか先づそれを取消されたい」と申したところ、何そやかして「ああ盗んでいたのだ。そのわけは大分待たされて、ようやく社員が私の来ていることを告げたところその課長は「ああ、あの電気を盗んでいた件だな」と言って応待をはじめた。私は先程の電気を盗んだという言葉がひっかかって「先程あなたがつぶやかれた電気を盗んでいたというのは不穏当では無いか先づそれを取消されたい」と申したところ、何そやかして「ああ盗んでいたのだ。そのわけは課長の盗むというのはどういうわけか？　と私が訊ねたのに対し「電気は我が会社の如き電気供給事業者から買わねばならないのだ。それを無許可（無届）で自家発電により需要を充たしていることは、それだけ会社の電気を買わないということになるが、そのことが違法であるということをどぎつく表現したのだ」と重ねて説明したが私も若かった「裏現が適当でない。取消させる」といきまいた処社員は声を落して「おやめなさい。あの人は偏屈者で、短気で、我々も敬遠している程だ。悪いと知ってもあやまることは勿論、訂正もしない。悪くすると大人気ないが電気事業法施則適用の告発もやり兼ねないと思うから、そうなると貴組合の不利になる。辛抱せよ」となだめて呉れたので私も我慢して辞去したが、この（南）という課長のことは今でも「あの野郎」と記憶に鮮やかである。所詮当時の漁業者の社会的経済的地位は低く、その団体の年少職員などコンマ以下に見られていたのだろう。組合長に復命した処「石油貯蔵所のこと、自家用発電所のこと、この二つは自分も気がつかなかった。作花君ご苦労だがこの二つの手続きをとって呉れ」と私に命じた。

いい」と申したところ、何を猪口才とばかりに肩をまぬがれることはできな

時のことば

〝空きカン条例〟

全国の飲料用カンの生産量は年間九十億個をこえ、年々ふえている。観光都市京都では年間一億個以上がゴミとして発生するという。これらの空きカンは、地方公共団体の努力、観光客のモラルの向上、住民の自発的な回収協力によって処理されるべきであるが、これまでのやり方ではとうてい無理との判断から、罰則を伴う条例によって規制しようとの動きが出ている。すでに京都では専門委員会がたたき台としての中間報告を提出、その内容をめぐって議論が活発になっている。この報告では、カン飲料に一定金額を上乗せして小売店が販売、空きカンを返した消費者に上乗せ分を返すデポジット方式やカン飲料業界に回収、再資源化のシステムを作成、運営する義務などを盛り込んでいる。業界からは過酷な負担だとの反論も出ており、今後さらに意見調整の必要があるが、京都の空きカン条例の試みは、空きカン解決への一石になることは確かだろう。

編集室より

十月号まで担当の編集員が業務の都合により本号より交代いたしました。新任編集員は何分にも不馴れなため大変読み辛い記事になったことと思いますが何卒ご勘弁下さるようお願いします。見調整の必要があるが、京都の空きカン条例の試みは、空きカン解決への一石になることは確かだろう。

投稿のお願い

「拓水」の紙面の充実を図るため読者の投稿をお待ちしております。身近に起きた体験談や、写真、随筆、和歌、俳句、川柳等何でも結構ですから左記あてご送付お願いします。締切日は別に設けませんのでどしどしご投稿の程を。

原稿送付先
神戸市兵庫区中之島二丁目二一兵庫県漁連拓水編集係あて。

詰め将棋

八段　佐瀬勇次

ヒント　角をうまく捨てる順を工作すること。

（考慮十分初段程度）

▲持駒　金桂桂

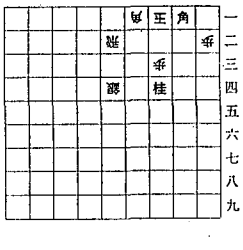

詰め碁

九段　橋本宇太郎

黒先です。黒妙手で活きて下さい。

（考慮十分一、二級程度）

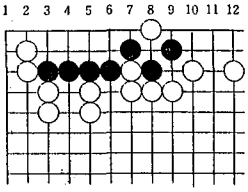

詰め碁　詰め将棋

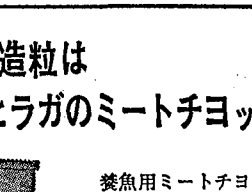

送付先
兵庫県漁連内
拓水編集室まで

新発売!!　NEW

タフなオイルとして再登場・品質改良・デザイン一新

ダイヤモンド　NEWハイスーパーマリン 10W/30・20・30・40
NEWスーパーマリン　20・30・40

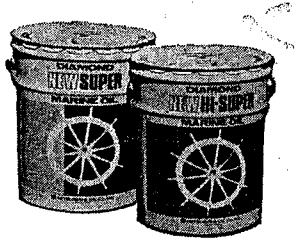

特徴
Ⓝ燃比が一段と向上
Ⓔエンジン始動性抜群
Ⓦ水に強いオイル

（荷姿）200ℓドラムおよび20ℓペール
（ダイヤモンドニューハイスーパーマリンのみ4ℓ缶併売）

ご注文は、組合を通じて。
〝系統利用で漁業経営安定〟

兵庫県漁連

養魚の調餌と造粒は
コウベヒラガのミートチヨッパーで

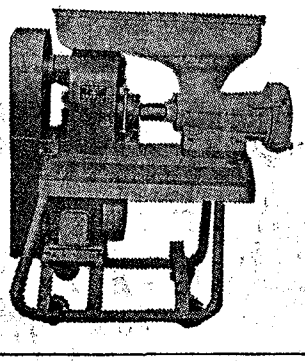

養魚用ミートチヨッパー№32から№72まで各種製作しています。
又最近の人工飼料需要の増加にともない生魚と人工飼料をよく練り合せ造粒装置付チヨッパーで給餌することもできます。

（御一報次第カタログ贈呈いたします）

ミートチヨッパーとプレート，ナイフの専門工場
株式会社 平賀工作所　神戸市長田区水笠通5番5号
TEL 代表神戸(078) 921-1527